

林野庁補助事業「令和4年度 途上国森林ナレッジ活用促進事業」
ナレッジ活用実証調査（委託業務）公募要領

1. 総則：本業務の公募は、本要領に定めるものとしします。募集は事業の実施団体である公益財団法人 国際緑化推進センター（JIFPRO）が行います。
2. 募集期間：令和4年5月10日（火）～6月27日（月）（必着）
3. 公募背景・目的

途上国における持続可能な森林経営の実現は、気候変動の緩和、生物多様性の保全や違法伐採の抑制等に貢献するとともに、それらを通じて地域の安定的な生活及び生産環境を支えています。途上国では、森林の減少や劣化を抑制するために、森林の保全を図りつつ地域住民の生計向上を図る取組が進められています。

しかしながら、途上国には有用な森林資源が存在するにもかかわらず、その加工や、活用方法、市場へのアクセスや付加価値向上に関する技術や知見（ここではこれらを「ナレッジ」と称します）が十分でないことから、持続的かつ自立的な取組となっていない場合が多くあり、また、近年の感染症の蔓延により影響を受けていることも考えられます。

当事業は、途上国による持続可能な森林経営を推進するため、我が国に存在するナレッジを活用し、途上国の森林資源を活用した事業に係る「課題」解決に向けた実証調査等を行い、途上国が森林資源を持続的に活用して住民の生計向上に資する取組事例を開発し、普及しています。

4. 公募要旨

- 1) 先の公募背景・目的に合致するA～D（下の2）に記載）等を提案応募し、実施するものです。審査を経て採択・契約した団体は、提案を「仕様書」と「契約書」に従って単年度で実施し、経費を精算します。

- 業務実施期間：契約締結日～令和5年3月16日（木）
- 経費（委託金額）上限：5,000千円（税込）

2) 提案主要点

- 応募団体が携わる途上国*の森林資源を利活用する事業で、支障となっている特定の「課題」・・・A

*：森林減少・劣化が生じている開発途上国が対象国（地域）となります。本事業は地域的なバランスも考慮して実施しています（別紙の過去事例を参照ください）

- 日本にある特定の「ナレッジ」（Aの解決に資する技術、知恵等）
注：ナレッジは複数の活用が可能です・・・B
- （Bを活用・適用してAを解決・改善して目指す）途上国の森林資源を持続的に活用して住民の生計向上に資する「目標」・・・C
- Cに至る「実証調査」の計画**
**：単年度で実施できる計画（応募団体の事業の完了までをスコープとしていません。全体で次年度にまたがる提案の応募も可能ですが、その場合も、全体の目標と年度計画を示し、今年度内で完結できる内容・実証調査計画を区分して示してください。また、審査採択は単年度毎に行うため、今年度の採択が次年度の採択を自動で保証する事にはなりません）

5. 応募団体の要件

次の要件を全て満たす民間企業、大学等の団体とします。

- 本業務を行う意思および具体的計画を有し、かつ、仕様書に定める業務内容を的確に実施できる能力・人員を有する団体。
- 本業務に係る経理およびその他の事務について、適切な管理体制および処理能力・人員を有する団体。

6. 経費に係る留意事項

- 1) 提案金額は、対象経費等の精査により、減額となる場合があります。
- 2) 本業務の対象とならない経費
 - 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
 - 本業務の実施に関連のない経費
 - 業務実施団体に勤務する有給の役員および常勤職員に対する謝金
 - その他「経理処理ガイドライン」に記されていないもの

7. 応募方法

- 1) JIFPROのWEBサイト内「お知らせ」にある本募集の掲載ページ
(https://jifpro.or.jp/public_offering/10661/)より、応募様式やガイドライン等をダウンロードしてください。様式ファイルに従ったソフトを使用して作成してください。

2) 以下一式は、下の宛先に届くよう手配してください。

- 提案書の表紙（印入り原紙） 1部
- 申立書（様式） 1部
- 団体概要資料（会社案内等） 2部
- 定款またはこれに相当する団体の規約 1部

宛先： 〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 5F
（公財） 国際緑化推進センター
ナレッジ募集担当

3) 以下一式をEメールに添付して提出してください。メールの題は「ナレッジ応募 R4（応募団体名）」としてください。提出は1回限りとします。

- 提案書（様式） PDF
- 経費見積（様式） エクセル：募集ページの「経理処理ガイドライン」に従い、本業務の実施に必要な経費を積算してください。
- 経費の付随書類（人件費等の単価の根拠資料）

宛先：以下の*を@に変え、2つのアドレスに同報してください

- asako*jifpro.or.jp
- kazumi*jifpro.or.jp

4) 注意事項

- 応募書類は、変更・取り消しができません。また返却しません。
- 応募書類が2の期限内に届かない場合、虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- 応募要件を有しない者が提出した応募書類は、無効とします。
- 応募にかかる諸費用は、応募者の負担とします。

8. 審査・契約の流れ

- 1) 応募書類は審査委員会が評価項目に基づいて審査し、より優れた案件を選出します。また選考過程でプレゼンテーション等を求めることがあります。全ての応募が基準未満の場合、採択案件は無しとします。
- 2) 審査結果は応募団体毎に通知します。
- 3) 選出された団体は、委託業務契約に係る手続きを進めます。契約団体名は公開されます。

9. 経費の支払い

委託業務の経費は、実績報告に基づいて精算払いをします。必要に応じて、経費の一部を概算払い支払いとすることも出来ます（詳細は「経費処理ガイドライン」参照）。

10. 業務実施者の責務など

委託業務契約団体は、業務の実施および経費の執行に当たり、以下の事項に留意・従ってください。

- 1) 業務の推進：業務実施者は、業務全体の進行管理、業務推進全般についての責任を持っていただきます。
- 2) 業務成果等：本業務により得られた成果は、仕様書に指定の期日までに報告してください。なお、JIFPRO は成果を無償で活用でき、原則として公開できるものとします。
- 3) 経費の使用結果：本業務終了後すみやかに報告をしてください。
- 4) 知的財産権の帰属等：本業務により得られた知的財産権*の取り扱いは、協議の上決定します。また特に協議が無いものは、JIFPRO に帰属するものとします。
（*：特許権、実用新案権、意匠権、プログラムおよびデータベースに係る著作権など権利化された無体財産権及びノウハウ等）

11. その他

- 1) 本募集は、単年度で実証調査業務をする団体を募集するものです。新型コロナウイルス感染症による諸リスク（業務期間中の移動・渡航制限等を含む）・影響を十分に考慮して、業務期間内に実施・達成が見込まれる内容を提案してください。
- 2) 委託内定後に省庁の許認を受けて契約をします。
- 3) 委託内定後に、業務実施内容または収支予算に大きな変更が生じた場合、委託経費が支払われないことがあります。
- 4) 業務期間中に JIFPRO も現地調査に合流します。
- 5) 提供いただいた個人情報、提供者の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き第三者に開示または提供しません。

12. 問い合わせ先

- Eメール： asako*jifpro.or.jp（*を@に変えてください）
- TEL： 03-5689-3450（火・木・金の9:30-18:00、担当 山本）

別紙

I. 本業務の考え方

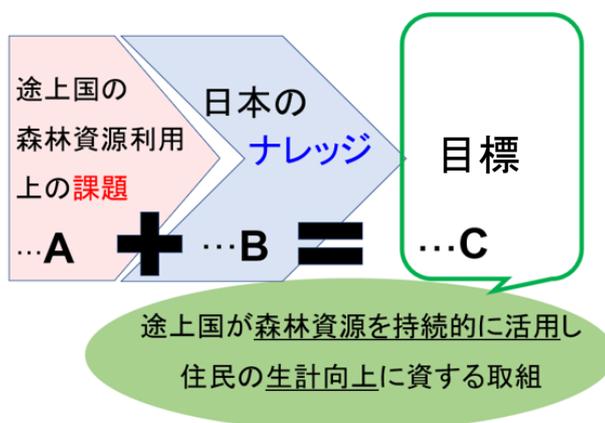


図 実証調査イメージ

II. 過年度事例（参考）

事業バランス上、事例にとられない他国・新視点・別テーマを推奨します

令和	森林資源とテーマ	対象国	日本のナレッジ	事例情報掲載ページ
3年	熱帯性早生材の加工・楽器利用	タンザニア	楽器製造の木材加工技術	https://jifpro.or.jp/infomation/10600/
3年	サチャインチの加工・食材開発	ペルー	粉末加工技術、大豆おからの利用	https://jifpro.or.jp/infomation/10600/
2年	竹材の加工・付加価値向上	ミャンマー	竹材の湿式法油抜き加工、竹工機械(竹剥ぎ機)、竹材の防虫技術	https://jifpro.or.jp/chiepro/model/
2年	チョウを基調とした森林保全啓発	カンボジア	チョウを用いた環境教育、環境指標生物	https://jifpro.or.jp/chiepro/model/